

長崎市宿泊税条例

1 目的

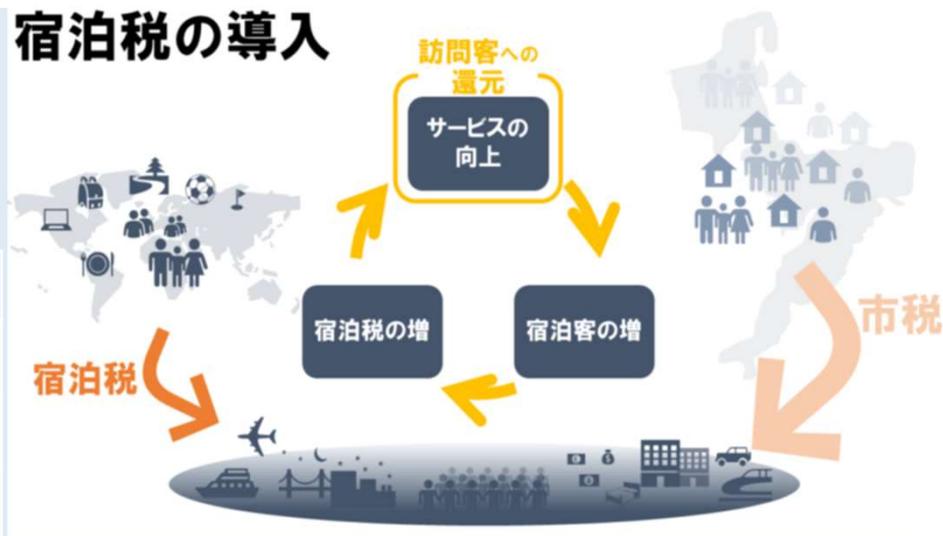
都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入するもの。

2 概要

(1) 納税義務者
宿泊施設を利用する宿泊者

(2) 税率

宿泊料金	課税額（1泊あたり）
10,000円未満	100円
10,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	500円



3 観光交流基金の設置（基金条例の改正）

国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費として、宿泊税の一部を充当するための基金を設置する。

4 施行期日

別に定める日（※令和5年4月を目指すが、新型コロナウイルスの収束状況等を考慮し決定。）

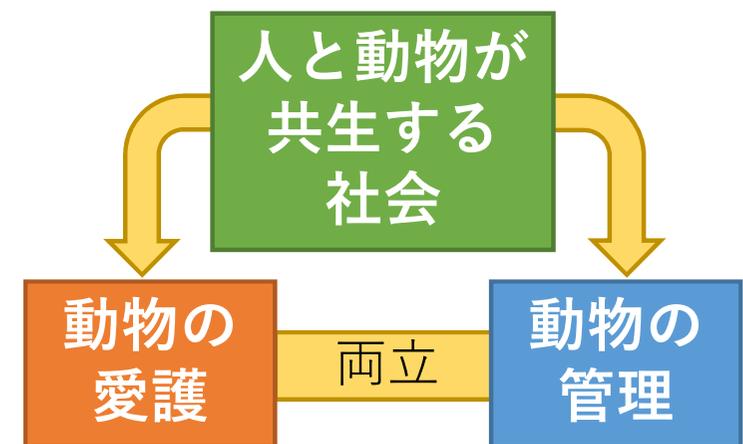
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例①

1 条例制定の背景

- 近年、犬猫等のペットは生活に癒しをもたらすとともに、家族の一員としてより深い関わりを持つようになった。
- その一方で、飼育放棄や遺棄のほか、動物の放し飼いや糞尿被害などで近隣に迷惑をかける事例が後を絶たない。
- 長崎市は、気候が温暖であり、斜面地で狭い路地が多く、猫の生育に適した環境にある。
- 野良猫への無責任な餌やりや猫の放し飼いが多いため、野良猫が産んだ子猫を動物管理センターに持ち込む事例も多くある。
- 猫の引取り数・殺処分数は、同規模人口の中核市の中でも多い状況にある。

2 条例の制定

動物の愛護に関する基本理念及び動物の管理に関する具体的なルールを定め、広く市民に周知・啓発を図りながら、人と動物が共生する社会を推進していくため条例を制定するもの



長崎市動物の愛護及び管理に関する条例②

3 概要

(1) 遵守事項（動物の管理に関するルール）

ア 動物の飼い主

- 動物に適切に給餌・給水を行うこと
- 動物が公共の場所・他人の土地等を汚したり、傷つけたりしないようにすること

イ 猫の飼い主

（上記に加えて）

- 屋内で飼養するよう努めること（屋内飼養ができない場合は不妊去勢手術等を行うこと）

ウ 飼い主のいない動物に餌を与える者

- 周辺的生活環境に支障が生じるような餌やりを行ってはならないこと
- 野良猫に対する餌やりのルールを遵守すること

(2) 多頭飼養の届出

- 犬又は猫を合計10頭以上飼養する場合には市へ届け出ることなど

4 施行期日

令和4年7月1日